

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者（特別の理由がある場合を除く。）
- イ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者であって、当該期間を経過していないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
- ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員であるもの（それぞれアに該当する者を除く。）
- エ 次に掲げる法律の規定により届出の義務が課されたものであって、当該届出の義務を履行していない者
- ① 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条
 - ② 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条
 - ③ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条
- オ 県内の市町村において個人住民税（個人県民税及び個人市町村民税）を特別徴収すべき者に対して給与の支払を行っている者であって、地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4に規定する特別徴収義務者の指定を受けていないもの（特別の理由がある場合を除く。）
- カ 競争入札参加資格審査申請書（電子計算処理組織（知事の使用に係る電子計算機（入力装置を含む。以下同じ。）と入札参加資格を得ようとする者の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続したものをいう。）による電磁的記録を含む。）及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者
- キ 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
- ク 原則として、同種の営業を引き続き2年以上営んでいない者
- (2) 競争入札参加資格審査事項については、次のとおりとする。
- ア 従業員数
- イ 年間売上高
- ウ 自己資本金
- エ 流動比率

- オ 経営年数
- カ 地域貢献活動項目（具体的な内容については、知事が別に定める。）
- 3 競争入札参加資格審査の申請方法等
- (1) 申請方法
- 次の書類を知事に提出するものとする。
- ア 競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）
- イ 法人にあっては登記事項証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）、個人にあっては本籍地の市町村長の発行する身分証明書及び法務局が発行する登記されていないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
- ウ 印鑑証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
- エ 県外に本店を有し、代表者が入札、契約の締結、代金の請求又は受領等を代理人に委任する場合は、委任状（様式第2号）
- オ 県税に未納のないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）並びに消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
- カ 社会保険等加入状況報告（誓約）書（様式第10号）及び確認資料
- キ 個人住民税特別徴収実施申告（誓約）書（様式第11号）及び個人住民税特別徴収税額決定通知書の写し
- ク 法人にあっては財務諸表の写し（申請書提出日の属する事業年度の直前2事業年度分）、個人にあっては貸借対照表（申請書提出日の属する年の直前の12月31日現在のもの）（様式第3号）及び所得税確定申告書の写し（申請書提出日の属する年の直前2か年分）
- ケ 障がい者の雇用状況の報告義務がある場合には、障害者雇用状況報告書の写し、報告義務がない場合で障がいのある方を雇用しているときには、障がい者の雇用状況調査票（様式第4号）
- コ 営業概要表（様式第5号）
- サ 事業協同組合で官公需適格組合の証明を受けた組合にあっては、官公需適格組合用営業概要表（様式第6号）及び官公需適格組合証明書（物品関係）の写し等
- シ 印刷業明細表（印刷業のみ）（様式第7号）

- ス ビル清掃管理業明細表（ビル清掃管理業のみ）（様式第8号）
- セ 暴力団排除に関する誓約書（役員名簿）（様式第9号）
- ソ 営業に必要な許可、認可等を得たことを証する書類の写し
- タ 協同組合等の組合が申請する場合には、当該組合の定款及び組合員名簿
- チ I S O9000シリーズの認証を取得している場合には、その登録証の写し
- ツ 福岡県物品関係競争入札参加者の格付及び指名等に関する要綱の付表の区分にあるものに係る評価申請書等（ただし、障がい者雇用はケに掲げるもの）
- テ 返信用封筒（392円切手を貼付した長形3号封筒）
- (2) 申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先
福岡県総務部総務事務厚生課調達班
〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号
（電話番号）092-643-3092（ダイヤルイン）
申請書は、福岡県庁ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）からダウンロードすることにより入手することができる。
- (3) 申請書の受付期間
この公告の日から平成30年6月26日（火曜日）までとする。
ただし、受付期間の終了後も入札日時（当該入札に係る仕様書に示した物品であることを証明する機能証明書を期限までに提出して確認を受けた者に限る。）まで随時受け付けるが、この場合には、競争入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。
- 4 競争入札参加資格審査結果の通知
競争入札参加資格決定通知書により通知（郵送）する。
- 5 競争入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続
- (1) 競争入札参加資格の有効期間
競争入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから平成31年9月末日までとする。
- (2) 有効期間の更新手続
(1)の有効期間の更新を希望する者は、平成31年7月中に実施する福岡県競争入札参加資格審査の申請をすること。

公告

政府調達に関する協定の適用を受ける賃貸借契約について、次のとおり一般競争入札に付します。

平成30年6月5日

福岡県知事 小川 洋

1 競争入札に付する事項

(1) 契約事項の名称

人事給与システム用ソフトウェア等の賃貸借契約

(2) 調達物品の仕様等

入札説明書による。

(3) 賃貸借期間

平成31年3月1日から平成37年2月28日まで（72か月）

(4) 納入場所

福岡県総務部総務事務厚生課

2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成29年4月福岡県告示第339号）」に定める資格を得ている者（競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）

3 入札参加資格を得るための申請の方法

2に掲げる入札参加資格を有しない者で入札を希望するものは、本県所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入の上、次の部局へ提出すること。

・ 申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先

福岡県総務部総務事務厚生課調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-643-3092（ダイヤルイン）

申請書は、福岡県庁ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）からダウンロードすることにより入手することができる。

4 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

平成30年7月17日（火曜日）現在において、次の条件を全て満たすこと。

(1) 2の入札参加資格を有する者のうち、次の等級に格付けされているもの

大分類	中分類	業種名	等級
05	02	機械器具（電子通信機器）	AA
13	04	サービス業種その他（調査統計）	AA
13	08	サービス業種その他（リース・レンタル）	AA
13	11	サービス業種その他（その他）	AA

(2) 納入しようとする物品が1の(2)に示した要求仕様を満たすことを証明する機能証明書、機能証明書作成要領に従い作成し、平成30年6月28日（木曜日）までに、5の部局に提出し、県から書面で確認の通知を受けている者

なお、内容に不備又は不明な点があつて、5の部局から補正又は説明を求められた場合に、平成30年7月5日（木曜日）までにその補正又は説明ができないときは、入札に参加できないものとする。

また、提出した機能証明書について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

(3) 当該物品又は同種同程度の物品を迅速かつ確実に提供できると認められる者

(4) 納入する物品に係るアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者

(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者

(6) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）の期間中でない者

5 当該賃貸借契約に関する事務を担当する部局の名称

福岡県総務部総務事務厚生課給与支給班（県庁行政棟3階）

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-643-3041（ダイヤルイン）

6 契約条項を示す場所

5の部局とする。

7 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

8 入札説明書の交付期間及び交付場所

(1) 交付期間

平成30年6月5日（火曜日）から同月25日（月曜日）までの期間（福岡県の休日を含め、以下「県の休日」という。）を除く。）の毎日、午前9時00分から午後5時00分まで（午後0時00分から午後1時00分を除く。）

(2) 交付場所

5の部局とする。

9 入札説明会の開催

(1) 日時

平成30年6月12日（火曜日）午後2時00分から

(2) 場所

福岡市博多区東公園7番7号

福岡県庁行政棟1階 総務事務厚生課入札室

(3) 入札説明会に参加を希望する者は、平成30年6月11日（月曜日）午後5時00分までに入札説明会参加予定者報告書をファクシミリにて提出すること。

10 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法等

(1) 提出場所

5の部局とする。

(2) 提出期限

平成30年7月17日（火曜日）午後5時00分

(3) 提出方法

入札に参加する者は、入札書を直接持参（ただし、県の休日には受領しない。）又は郵便（書留郵便に限る。提出期限内に必着のこと。）により、次のとおり提出

しなければならない。電話、電報、ファクシミリその他の方法による入札は認めない。

ア 持参により提出する場合は、封筒に入れ密封し、かつ、封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「7月18日開封《人事給与システム用ソフトウェア等の賃貸借》の入札書在中」と朱書きすること。

イ 郵便により提出する場合は、二重封筒とし、入札書を中封筒に入れ密封の上、当該中封筒の封皮には持参する場合と同様に氏名等を朱書きし、外封筒の封皮には、「7月18日開封《人事給与システム用ソフトウェア等の賃貸借》の入札書在中」と朱書きすること。

(4) 注意事項

ア 入札金額は、調達物品の本体価格のほか、輸送費、保険料、関税等、納入場所渡しに要する一切の諸経費を含めた額とする。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する額を入札書に記載すること。

ウ 入札者又はその代理人は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

エ 入札者又はその代理人は、入札書を提出するときは、入札公告等において求められた義務を履行するために必要とする関係書類を併せて提出しなければならない。

(5) 入札者又はその代理人が相連合し、又は不穏な挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めるときは、当該入札を延期し、又はこれを中止することができる。

11 開札の日時及び場所等

(1) 日時

平成30年7月18日（水曜日）午後2時00分

(2) 場所

福岡市博多区東公園7番7号

福岡県庁行政棟地下1階南棟 総務部会議室

※入札説明会とは、場所が異なるため注意すること。

(3) 開札に立ち会うことを認められる者

開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行うものとする。この場合、入札者又はその代理人は名刺を持参すること。

なお、入札者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせてこれを行う。

12 落札者が不在の場合の措置

開札をした場合において落札者が不在の場合は、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定により、別に定める日時において再度の入札を行う。ただし、開札の際、入札者又はその代理人の全てが立ち会っている場合にあつて、その全ての同意が得られればその場で再度入札を行う。

13 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積金額（入札書に記載する入札金額に100分の8に相当する額を加算した額）の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付し、又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額の100分の5以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合

(2) 入札保証金又はこれに代わる担保の納付又は提供方法及び受領期限

平成30年7月13日（金曜日）午後3時00分までに5の部局へ「保証金等納付書」（5の部局で入手すること。）を添えて納付し、又は提供すること。（「入札保証金・契約保証金についての注意事項」を参照のこと。）

(3) 入札保証金の還付

入札保証金又はこれに代わる担保は、入札終了後還付する。ただし、落札者には

、契約保証金に充当する場合のほか、契約締結後還付する。

(4) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付し、又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合

14 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、12により再度入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

- (1) 入札金額の記載がない入札又は入札金額を訂正した入札
- (2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札
- (3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者の全ての入札
- (4) 所定の場所及び日時に到着しない入札
- (5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札
- (6) 入札保証金又はこれに代わる担保の納付が上記13の(1)に規定する金額に達しない入札
- (7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札
- (8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札
- (9) 入札書の日付がない入札又は日付に記載誤りがある入札

15 落札者の決定の方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者に

くじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

16 その他

- (1) 契約書の作成を要する。契約締結時の条件として暴力団排除条項に係る誓約書を提出すること。

なお、契約書作成に要する一切の費用は落札者の負担とする。

- (2) 落札者が課税事業者である場合は、契約書に契約金額に併せて取引に係る消費税及び地方消費税の額を明示する必要があるため、直ちに、課税（免税）事業者届出書を提出すること。

- (3) 落札者は、「人事給与システム用ソフトウェア等の賃貸借契約書（案）」の別記「個人情報取扱特記事項」について、あらかじめ落札者の個人情報の取扱状況について確認するための「委託先における個人情報の取扱チェックリスト」を、契約締結前に提出すること。

- (4) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。

なお、協定に基づいて設置した福岡県政府調達苦情検討委員会への苦情の申立てについては、福岡県庁ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載している。

- (5) 特定調達に係る苦情処理の関係において福岡県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止を要請する場合、調達手続の停止等があり得る。
- (6) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。
- (7) その他、詳細は入札説明書による。

17 Summary

- (1) Articles and Quantity
A Lease contract of the software for Personnel Remuneration system
- (2) Time Limit of Tender
5:00 P.M. 17 July, 2018

(3) Contact Point for Notice

General Affairs and Welfare Division, General Affairs department,
Fukuoka Prefectural Office,
7-7, Higashikoen, Hakata-ku,
Fukuoka City, 812-8577,
Japan
TEL 092-643-3041

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成30年6月5日

福岡県知事 小川 洋

1 届出年月日

平成30年5月22日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 (仮称) ニトリ太宰府店

(2) 所在地 太宰府市大佐野一丁目101 外

3 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 大規模小売店舗を設置する者

氏名又は名称		住所
三角商事株式会社	代表取締役 三角 勝信	福岡市博多区博多駅前二丁目19番27号

(2) 当該大規模小売店舗において小売業を行う者

氏名又は名称		住所
株式会社ニトリ	代表取締役 白井 俊之	北海道札幌市北区新琴似七条一丁目2番39号

4 大規模小売店舗を新設する日

平成31年1月23日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

5,293平方メートル

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

駐車場の位置	収容台数(台)
建物西側	44
建物敷地北西側駐車場	22
合計	66

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

駐輪場の位置	収容台数(台)
建物南西側	26
建物南西側	10
合計	36

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

荷さばき施設の位置	面積(平方メートル)
建物東側	91
合計	91

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

廃棄物等の保管施設の位置	容量(立方メートル)
建物内東側	28.2
合計	28.2

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

午前9時00分～午後9時00分

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前8時30分～午後9時30分

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口の数	位置
2箇所	建物敷地北西側及び南東側
1箇所	建物敷地北西側駐車場南東側

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時00分～午後10時00分

公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第3項の規定により公告する。

平成30年6月5日

福岡県知事 小川 洋

土地改良区名	認可年月日
西牟田土地改良区	平成30年5月24日

公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第3項の規定により公告する。

平成30年6月5日

福岡県知事 小川 洋

土地改良区名	認可年月日
山川地区土地改良区	平成30年5月24日

公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第3項の規定により公告する。

平成30年6月5日

福岡県知事 小川 洋

土地改良区名	認可年月日
広川土地改良区	平成30年5月24日

公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第3項の規定により公告する。

平成30年6月5日

福岡県知事 小川 洋

土地改良区名	認可年月日
八女地区土地改良区	平成30年5月24日

公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第3項の規定により公告する。

平成30年6月5日

福岡県知事 小川 洋

土地改良区名	認可年月日
袋野堰土地改良区	平成30年5月25日

公告

次の土地改良区が土地改良法（昭和24年法律第195号）第67条第1項第1号に掲げる事由により解散したので、同条第3項の規定により公告する。

平成30年6月5日

福岡県知事 小川 洋

土地改良区名	解散認可年月日
権田土地改良区	平成30年5月25日

公告

次の土地改良区が土地改良法（昭和24年法律第195号）第67条第1項第1号に掲げる事由により解散したので、同条第3項の規定により公告する。

平成30年6月5日

福岡県知事 小川 洋

土地改良区名	解散認可年月日
角田中部土地改良区	平成30年5月24日

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成30年6月5日

福岡県知事 小川 洋

- 開発区域に含まれる地域の名称
朝倉市中原字藤倉139番3、139番6、140番1、140番2、165番1、165番2及び166番1から166番4まで
- 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
福岡市博多区吉塚三丁目266番地2
株式会社樋口工業
代表取締役 樋口 昭夫

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成30年6月5日

福岡県知事 小川 洋

- 開発区域に含まれる地域の名称
糟屋郡須恵町大字植木字尾黒128番、129番1、137番1及び142番
- 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
広島県福山市南蔵王町三丁目5番12号
株式会社プラスアルファー
代表取締役 岡部 哲也

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成30年6月5日

福岡県知事 小川 洋

- 開発区域に含まれる地域の名称
古賀市花見東七丁目1925番29及び1925番247
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名
福津市花見の里三丁目21番7号
柴田 明久

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成30年6月5日

福岡県知事 小川 洋

- 開発区域に含まれる地域の名称
春日市須玖南四丁目118番1、118番3、118番4、122番及び123番
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名
春日市須玖南三丁目75番

藤崎 美智子

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

平成30年6月5日

福岡県知事 小川 洋

- 1 落札に係る物品の名称
トヨタ車両用純正部品単価契約
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
 - (1) 部局の名称
福岡県警察本部総務部会計課
 - (2) 所在地
福岡市博多区東公園7番7号
- 3 落札を決定した日
平成30年3月13日
- 4 落札者の氏名及び住所
 - (1) 氏名
株式会社東亜商会
 - (2) 住所
福岡市中央区警固一丁目8番7号
- 5 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む）
32,916,456円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告
平成30年1月26日

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

平成30年6月5日

福岡県知事 小川 洋

- 1 落札に係る物品の名称
四輪車両用タイヤ単価契約
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
 - (1) 部局の名称
福岡県警察本部総務部会計課
 - (2) 所在地
福岡市博多区東公園7番7号
- 3 落札を決定した日
平成30年3月13日
- 4 落札者の氏名及び住所
 - (1) 氏名
株式会社エンドレス
 - (2) 住所
直方市神正町3番32号
- 5 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む）
20,409,840円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告
平成30年1月26日

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

平成30年6月5日

福岡県知事 小川 洋

- 1 落札に係る物品の名称
福岡地区執行隊車両用燃料単価契約

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称

福岡県警察本部総務部会計課

(2) 所在地

福岡市博多区東公園7番7号

3 落札を決定した日

平成30年3月14日

4 落札者の氏名及び住所

(1) 氏名

株式会社ナカハタ

(2) 住所

田川郡添田町大字添田2352番地2

5 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む）

31,410,975円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札公告

平成30年1月26日

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

平成30年6月5日

福岡県知事 小川 洋

1 落札に係る物品の名称

北九州地区車両用燃料単価契約

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称

福岡県警察本部総務部会計課

(2) 所在地

福岡市博多区東公園7番7号

3 落札を決定した日

平成30年3月14日

4 落札者の氏名及び住所

(1) 氏名

株式会社西日本宇佐美九州支店

(2) 住所

筑紫野市大字永岡720番地1

5 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む）

74,898,000円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札公告

平成30年1月26日

公安委員会

福岡県公安委員会規則第6号

銃砲刀剣類所持等取締法に基づく医師の指定に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成30年6月5日

福岡県公安委員会

銃砲刀剣類所持等取締法に基づく医師の指定に関する規則の一部を改正する規則（銃砲刀剣類所持等取締法に基づく医師の指定に関する規則（平成21年福岡県公安委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表中「第5条の2」を「第5条の2第1項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

福岡県公安委員会告示第152号

遺失物法施行規則（平成19年国家公安委員会規則第6号）第29条第2項の規定に基づき、遺失物法施行令（平成19年政令第21号）第5条第5号の規定により指定した特例施設占有者について、同規則第28条第2項第1号に掲げる事項に次のとおり変更があったので公示する。

平成30年6月5日

福岡県公安委員会

変更前		変更後	
氏名又は名称	代表者氏名	氏名又は名称	代表者氏名
久留米市長 榎原 利則	久留米市長 榎原 利則	久留米市長 大久保 勉	久留米市長 大久保 勉

福岡県公安委員会告示第153号

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第4項第8号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで、銃砲刀剣類所持等取締法に基づく医師の指定に関する規則の一部を改正する規則（平成30年福岡県公安委員会規則第6号）を制定したので、同条例第41条第5項の規定に基づき、次のように告示する。

平成30年6月5日

福岡県公安委員会

1 意見公募手続を実施しなかった理由

当該改正は、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成29年法律第52号）の制定により介護保険法（平成9年法律第123号）の一部が改正されたことに伴い、銃砲刀剣類所持等取締法に基づく医師の指定に関する規則の一部を改正するものであるが、その内容は、法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる規定の整理その他の意見公募手続を実施することを要しない軽微な変更として福岡県行政手続条例第37条第4項第8号の規定に該当することから、意見公募手続を実施しなかったものである。

2 規則の施行の日

平成30年6月5日

3 概要等

関連資料については、福岡県警察ホームページ（<http://www.police.pref.fukuoka.jp/>）に掲載するほか、福岡県警察本部生活安全部生活保安課に備え置く。